

水田議員 おはようございます。4番水田です。一般質問通告書に基づき質問します。質問の要旨は、南海トラフ地震や海難事故発生時の水難救助体制の整備についてです。どうぞよろしくお願いいたします。ご承知のとおり、牟岐町は太平洋に面し、海岸線や有人離島を有する地理的特性から、日常的に漁業や磯釣り、マリンレジャーなどが行われています。また、近年の気候変動に伴い、局地的な豪雨や台風などの激甚化により、河川の氾濫、加えて高潮による浸水被害のリスクも高まっています。さらに、いつ発生してもおかしくないと言われている南海トラフ巨大地震においては、津波による甚大な被害が想定されており、町民の生命と財産を守るための備えが急務であります。こうした背景を踏まえ、私は本町における「水難救助体制の整備」、具体的には「町独自のレスキュー・ダイビング・チームの設置」について、町の見解をお伺いしたいと考えています。現在、火災や一般的な人命救助活動については、消防団や海部消防組合による迅速な対応がなされています。他方、海に面しているがゆえ、日常的に発生が懸念される水難事故、特に南海トラフ地震発生時には津波により多くの行方不明者が出ることも想定しておかなければなりません。こうした災害や緊急事態が発生した場合、迅速かつ的確に水難救助活動を行うためには、町内において水難救助を目的としたレスキュー・ダイビング・チームを編成し、平常時から備えておくことが必要不可欠ではないかと、私自身は考えています。実際、過去、わが国で発生した災害においても、迅速な水難救助体制が十分に整っておらず、海上自衛隊や海上保安庁などが保有している潜水部隊が被災した自治体に到着するまで、かなりの時間を要したこともあったと聞いています。このようなことを踏まえ、他自治体においては、地域のダイビング・クラブや漁業関係者と連携する体制を構築するなど、地域の特性に応じた体制整備を進めているところもあるようです。本町においても、地域住民の安全と安心を守る観点から、先進事例を参考にしつつ、町独自の水難救助体制を構築することが早急に求められているのではないのでしょうか。そこで、次の3点をお伺いします。1点目、南海トラフ地震や水難事故発生時における水難救助体制について、町としてどのような想定と備えを行っているのか。2点目、現在の消防・防災体制において、水難救助などに対応可能な人員及び装備ほどの程度整備されているのか。3点目、今後、町として水難事故発生時など、迅速に対応できるレスキュー・ダイビング・チームの設置や地域団体との連携による水難救助体制の強化を検討する考えはあるのか。以上3点について、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

喜田議長 枳富町長。

(枳富町長 登壇)

枳富町長 おはようございます。水田議員の質問についてお答えします。議員ご指摘のとおり、牟岐町は、漁業や海洋レジャーが盛んな地域であるとともに、南海トラフ地震による津波被害が懸念される沿岸部に位置しており、町民の皆さまの生命と財産を守るためには、災害時や水難事故発生時における迅速かつ的確に対応し得る体制の整備は極めて重要であると認識しています。まず始めに、「南海トラフ地震などの大規模災害に対する町の備えについて」ですが、本町では、少ない職員の中にあって、白木危機管理監を核とした実効性のある防災体制を構築し、徳島県をはじめ、自衛隊、海上保安庁、町外の病院、非営利活動法人アムダなど、多くの関係機関と連携しつつ、各種計画の策定、避難訓練の実施、災害対処実動演習の実施、ハザードマップの改訂などを進めています。特に、地震・津波に関しましては、発災と同時に避難を開始する必要があることから、地域住民の皆さまへの啓発活動、避難生活の向上、災害備蓄倉庫の整備などに力を入れていますが、水難事故発生時における救助・救出体制につきましても、現状として、潜水機能を持つ公的機関、あるいは民間のダイビング・クラブなどをお願いせざるを得ない状況です。次に、水難救助に対応可能な人員・装備の現状ですが、本町における水難事故への初動対応は、海部消防組合が担っており、必要に応じて徳島県警察水難救助隊や海上保安庁へ出動を要請する体制が図られています。海部消防組合には現在、水難救助に関する基本的な訓練を受けた隊員が14名在籍しており、主要な装備として潜水具、救助用ゴムボート、ロープ、フロート、水中ドローンなどが一定程度整備されています。なお、海部消防組合では、月1回を基準として訓練を行っていますが、消防組合のダイバーが潜水による救助・救出活動を行える深度は、原則として10m以浅であり、一般的に18mを超えるような深度での救助・救出活動、あるいは水中捜索など、高度な水難救助活動に対応するには、民間のダイバーを含め、人的資源の更なる充実が課題となっています。そこで、水田議員ご提案の「レスキュー・ダイビング・チーム設置について」ですが、極めて意義のあるご提案と受け止めています。町単独での専門チーム設置は、財政的・人的な制約、訓練海域の確保等の観点から、越えなければならないハードルは多々あろうかと思料しますが、重要課題と位置づけ、次のような方向性で速やかに検討を進めてまいりたいと考えています。第1に、既存の消防団や地域団体と

の連携強化です。町内には漁業関係者、マリンレジャーに精通した住民の皆さまも多く、こうした方々の知見や技能を活かした協力体制の構築が可能ではないかと考えています。例えば、牟岐町消防団から選抜された団員でレスキュー・ダイビング・チームを編成するであるとか、地域のダイビング・ショップとの協定を締結するなど、地域資源を活用した体制整備が考えられますが、残念ながら町内にはダイビング・ショップなど潜水に特化した企業はなく、迅速な救助活動を開始することが困難な状況です。したがって、消防団に水難救助機能を持たせることが現実的な施策ではないかと思料しているところです。第2に、ダイバーの育成、技術向上のための訓練・研修の充実ですが、水難救助に必要な知識・技能は、平常時からの継続的な訓練によって習得、維持されるものであり、町としましても消防団や関係職員等に対する水難対応訓練の機会を作為するとともに、県や国の支援制度を活用した体制づくりを促進することも可能ではないかと考えています。第3に、装備品の整備と情報共有体制の強化です。水難救助に必要な装備は、使用頻度が低くとも、いざという場合に確実に機能するものでなければなりません。町としましてもダイビングの専門知識を有する専門家と連携し、装備の点検及び更新を定期的に行うとともに、災害時の情報共有体制を強化するなど、迅速な対応が可能となるよう努めてまいりたいと考えています。最後に、町民の皆さまへの啓発活動についても触れておきます。水難事故の多くは、日常の油断や知識不足に起因するものも決して少なくはありません。このため、学校や地域行事を通じて、水辺の安全に関する教育、啓発活動を進めてまいります。特に、津波避難に関しましては、町民の皆さま一人ひとりが「自らの命を守る行動」が取れるよう、繰り返しの訓練と情報提供を行ってまいります。以上のように、牟岐町では水難救助体制の強化に向けて、現状の課題を踏まえつつ、地域資源の活用、関係機関との連携、訓練・装備の充実を柱とした体制づくりを真剣かつ早急に検討し、実行に向けて段階的に取り組んでまいります。水田議員ご提案の趣旨を真摯に受け止め、今後の防災施策の充実に活かしてまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜われますよう、お願い申し上げます。以上です。よろしくお願ひします。

喜田議長 水田議員。

水田議員 ご答弁ありがとうございました。様々な制約もあろうかと思いますが、方向性については承知しました。また、本町における水難事故への初動対応は、海部消防組

合が担っていること、必要に応じて警察や海上保安庁へ出動を要請する体制が図られていることもよく分かりました。そこで2点、再問ですが、水中ドローンを保有していると、海部消防組合ですが、おっしゃったと思うのですが、実際どのように使用するのか、分かる範囲でよろしいのですが、お答えいただければと思います。もう一点は、白木危機管理監にお尋ねしますが、プロのダイビング・インストラクターの資格をお持ちとお聞きしていますが、どういう内容なのかということをお教えいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

喜田議長 白木危機管理監。

(白木危機管理監 登壇)

白木危機管理監 水田議員の再問についてお答えします。海部消防組合が保有している水中ドローンにつきましては、スペック上、最大深度は150mと伺っています。水中での最大速度は、3ロット、操作温度はマイナス10度から60度、稼働時間は4時間のハイスペックのものです。機能としましては、水中において、搜索機能、カメラを有して搜索機能があります。それを船上で監視しまして、水中の中に何かあるということが分かるようなシステムになっています。次に、一般的に通常装備のダイバーが潜れる深度ですが、理論上、人が空気ボンベを背負って潜れる最大水深、すなわち限界値は56mとされています。これ以上の水深では高圧下、圧力が非常に高い状態です。高圧下で酸素が有毒になる、いわゆる「酸素中毒」を起こす危険性があるため、安全のため潜るべきではありません。なお、一般的なレジャー・ダイバーであれば、自身が保有しているライセンスのランクや経験によって異なりますが、いわゆる初級ライセンスの「オープン・ウォーターダイバー」の取得者であれば18mまでとされています。参考までに、中級ライセンスの「アドバンスド・オープン・ウォーター」取得者であれば30mまで、特別な講習を受けた「ディープ・ダイバー」になると40mが最大潜水深度とされています。なお、特殊な装備を付けますと、100mも可能ではありますが、かなりの熟練が要します。いわゆるリブリーザーダイビングです。以上です。

喜田議長 水田議員。

水田議員 白木管理監、ありがとうございました。水中ドローンについては、スペック上150mであること。一般的なレジャー・ダイバーであれば、ライセンスによって異なるということが分かりました。町民の皆さんの安全と安心に寄与するためにも、水難救助体制の整備を強く求め、私の質問を終わります。ありがとうございました。